

島嶼の戦略的価値 —防衛・安全保障の視点から—



秋元 一峰
(海洋政策研究財団主任研究員)

はじめに

北部九州と韓半島を結ぶ線上に浮かぶ沖の島は、古代から海の神が住む御神体とされ、今日、一般人の上陸が許されるのは、日露戦争における日本海海戦の戦勝を記念した5月27日の大祭の日だけに限られている。日露戦争当時、沖ノ島には海軍が望楼を設けてバルチック艦隊の到来を監視していた。海戦当日、沖ノ島の神職に仕えていた一人の少年が戦闘や艦船と島との信号旗による通信の様子を目撃し貴重な証言を残している。

ユーラシア大陸の北東端に沿って位置する日本は、大小約6,800の島から成る島国であり、東は太平洋に面している。この国への安全保障上の脅威は、今も昔も海を超えて及んでくる。

太平洋戦争では、アメリカ軍が太平洋上に浮かぶミッドウエー、グアム、硫黄島等の島々を足掛かりとする所謂「飛び石作戦」で日本本土を攻撃できるまでに接近してきた。第二次大戦が終わり冷戦の時代になると、日本とアメリカは日本本土と南西諸島をソ連海軍の展開を阻止する封じ込めラインとみなした。これに対してソ連軍は、オホーツク海を所謂「聖域化」して戦略潜水艦の作戦海域とした。そこにおいて、北方4島はソ連軍によるオホーツク海聖域化ラインの一部を構成していた。現在、外洋進出を活発化させる中国人民解放軍海軍（以降、中国海軍と表記。）は、その艦艇を西太平洋やインド洋に展開させるには、日本の南西諸島や複数の国が領有権を主張する島嶼が多数存在する南シナ海を通らなければならない。

軍事戦略の視点から捉えた場合、これまで島嶼は、海上の警戒監視、海上を渡っての敵本土攻撃のための策源地、あるいは敵艦船等の侵攻阻止といった面での重要性を有してきた。今日、島嶼の価値には、国家管

轄海域の基線を提供するという面からの視点を加えなければならない。「海洋法に関する国際連合条約」(以降、国連海洋法条約と表記)に基づき、国家は、領海の外側に排他的経済水域（以降、EEZと表記。）を設定し、そこに一定の主権的権利と管轄権を行使することが可能となった。一方、領海基線から200カイリに及ぶEEZは、沿岸国にとっても海洋利用国にとっても、軍事戦略上重要な意味を持つ海域となる。海岸線を挟んだ軍事作戦において、沿岸から伸びる海洋は、大陸側からみれば縦深防御のエリアとなり、海洋側からみればパワープロジェクションのためのエリアとなる。しかし、EEZにおける軍事的活動については、国ごとに解釈が異なるところがある。例えば、EEZにおいて、アメリカなどのように海軍艦艇等の航行や調査あるいは演習は自由に実施できると主張する国がある一方で、ブラジルのように他国海軍による演習を禁止するなどの主張をする国もある。そのことから、EEZにおける海軍艦艇等の行動に関する法的解釈は、安全保障政策に大きな影響を及ぼすものとなっており、EEZ主張の起点となる離島は、軍事戦略上新たな価値を生み出しているといえる。

国益として見た場合、国家は自国の離島に、領土・領海・領空の範囲拡大といった地理的な、またそこを基線とするEEZや大陸棚における資源への主権的権利という経済的な、さらには住民の生活とそれに係る文化の育みと言った様々な価値を有している。一方で、島嶼は、その固有の地政学的特徴によって国際社会の軍事・安全保障に大きな影響を及ぼすものでもある。すべての国家は、島嶼の地勢的特徴を踏まえて自国の防衛・安全保障戦略を考察しているとも言える。本稿は、日本が領有する、あるいは領有を主張する島嶼の持つ戦略的価値について、防衛・安全保障上の視点から論述するものである。論考においては、主として尖閣諸島を含む南西諸島を取り上げ、その中で、関連する事項において我が国固有の領土である北方四島や沖ノ島についても適宜考察する。

1 島嶼が結ぶ点と線の戦略的意義—尖閣諸島・北方四島の防衛・安全保障上の価値—

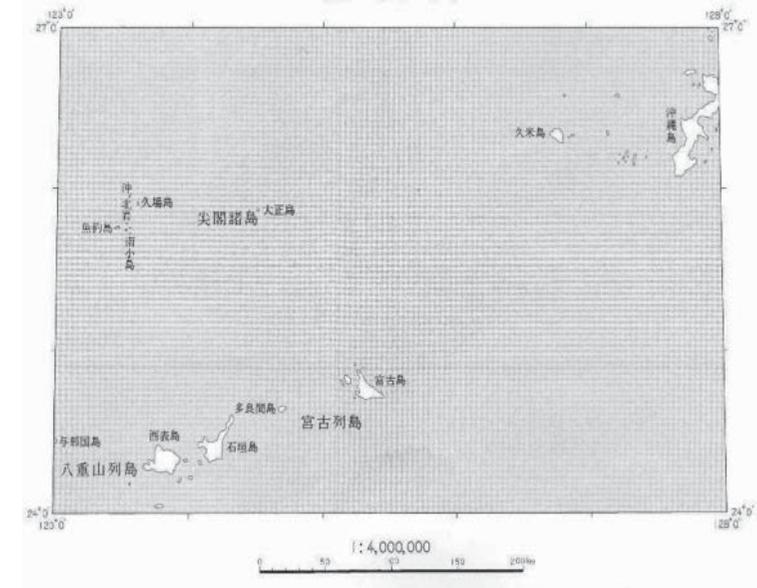
(1) 中国海軍と南西諸島

2004年11月10日、中国海軍の「漢」級とみられる原子力潜水艦が潜航したまま太平洋側から石垣島と多良間島間の日本の領海を侵犯し、東シナ海に抜ける事件が発生した。同潜水艦は、中国の海軍基地を出港し、南西諸島を通過してグアム方面を哨戒しての帰途にあったものと推察された。監視していた海上自衛隊が領海侵犯の警告をしたが、当該潜水艦がそれを無視して通航したため、海上警備行動が発令された。当該潜水艦は、そのまま東シナ海に出て中国本土に向け逃走した。日本政府は当該潜水艦を中国海軍のものと断定して中国政府に抗議した。中国政府は中国海軍の潜水艦が日本の領海を侵犯したことを認めたが、その原因を技術的なトラブルであったとして謝罪を拒否している。

領海には国家の主権が及び、すべての国の船舶は、国連海洋法条約または他の国際法の規定に従うことを条件として無害通航権が与えられる¹。ここにおいて、潜水艦は浮上し国籍を示す旗を掲揚しなければならない²。隠密裏に行動することを基本とする潜水艦は、敢えて他国の領海を通過することはない。

中国海軍の基地はすべて東シナ海と南シナ海に面しており、西太平洋に進出するには、南西諸島かバシー海峡を通過しなければならない。対馬海峡から日本海に入り津軽海峡を通る航路もあるが、航程が長くなるし、なにより日本、韓国そしてロシアの監視下に入り作戦行動上好ましくはないだろう。現在、艦隊規模で西太平洋に展開する中国海軍の主力は上海の南の寧波に司令部を置く東海艦隊であり、そのことから比較的公海部分の大きい沖縄本島と先島諸島の宮古島の間が通峡路となっている。沖縄本島と先島諸島の地理は図1の通りである。

図1 「中国海軍艦隊の通航路；沖縄本島と先島諸島」



出典；国土地理院「先島諸島と尖閣諸島」
(<http://senkakuchizu.dousetsu.com/page007.html#>)

中国海軍潜水艦の領海侵犯事件から4年後の2008年10月に、中国の海軍艦艇4隻が津軽海峡を通過して太平洋を南下し、南西諸島から東シナ海に入って帰港した。その翌11月には、艦艇4隻が沖縄本島と宮古島の間を通過して太平洋を巡航している。この後、中国海軍の西太平洋への作戦行動が以下のように定期的になされるようになった³。

- ① 2009年6月、艦艇5隻が沖縄本島と宮古島の間を通過し、沖ノ島北東海域で行動。
- ② 2010年3月、艦艇6隻が沖縄本島と宮古島の間を通過して太平洋に進出、翌4月、艦艇10隻が沖縄本島と宮古島の間を通過し、沖ノ島西方海域で行動。
- ③ 2011年6月、艦艇11隻が沖縄本島と宮古島の間を通過しフィリピン沖で行動。

1 「海洋法に関する国際連合条約」第17、19条。

2 同条約第20条。

3 防衛省編『平成23年版日本の防衛—防衛白書—』(2011年10月)87頁。http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2011/2011/pdf/23010203.pdf